

事業者の責務について

1 議論の前提（分科会検討結果とまとめ案の比較）

分科会検討結果	まとめ案	備 考（修正した理由）
事業者は、 市政及び公共的活動に協力し、貢献するとともに、 <u>市民の住環境及び地球環境に配慮し、企業の社会的責任を果たさなければならないこと。</u> 事業者は、<u>従業員の健康と幸せを考慮し、子育て、介護、ボランティア等の従業員が家庭又は地域社会で求められる活動に円滑に参加できるよう配慮しなければならないこと。</u> 事業者は、事業活動を行うに当たり、<u>地域社会に貢献できる人の育成の視点を持ち、従業員の仕事と生活の調和を保ちながらも、生産性の向上が持続できるよう努めなければならないこと。</u>	事業者は、<u>まちを構成し、社会的責任を有する一員として、自主的かつ自律的に公共的活動に参加するとともに、</u> 自らの<u>発言及び行動</u>に責任を持たなければならないこと。 事業者は、従業員の業務と私的活動、公共的活動の調和を考慮しながら、従業員が円滑に公共的活動に参加できるよう努めること。	まず、一般の市民の規定とのバランスを考慮 事業者が責任を有する理由を追加 自主的・自律的に公共的活動に参加すべきことを追加 発言にも責任を持つべきことを追加 住環境及び地球環境に配慮する他にも、行動すること全般に責任を持つべきと考えられることから文言を整理 自治基本条例においては、各主体が公共的活動に参加できる権利を確立することが重要であることから、まず、従業員が公共的活動に参加できるよう努めることを規定 「地域社会に貢献できる人の育成」については、「従業員が円滑に公共的活動に参加できるよう努める」中に含まれるものとして整理 「従業員の健康と幸せを考慮」することや、「生産性の向上」は、事業者が自ら解決すべき課題であって、条例に記載しなくとも良いのではないかな。

2 議論のポイント

- 事業者は厳しい経済的競争にさらされており、社会的に妥当な水準の道義的責任を超えて、一自治体がある義務を課することになれば、その分だけ競争力を損なうこととなり、慎重であるべきではないか。

3 方向性

- 提言書には上記まとめ案を記載し、以下の事項は逐条解説等で触れることとしたらどうか。

① 事業者が責任を持つべき行動の中には、「市民の住環境及び地球環境に配慮すること」が含まれること。

② 事業者は従業員の健康と幸せを考慮すべきこと。

③ 地域社会に貢献できる人の育成の視点を持つこと。

④ ワークライフバランスを保ちながらも、生産性が保たれるよう努力すべきこと。